



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 神姫バス株式会社
代表者名 取締役社長 長尾 真
(コード番号 9083 東証第 2 部)
問合せ先 企画部長 横山忠昭
(TEL 079 - 223 - 1247)

定款の一部変更に関するお知らせ

本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 132 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条 (目的) に定める事業目的を追加し、それに伴い号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 90 号)」が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社社員の範囲が変更されました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 27 条 (社外取締役の責任限定契約) および第 35 条 (社外監査役の責任限定契約) の規定の一部を変更するものであります。なお、第 27 条の規定の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 10. (記載省略)	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 10. (現行どおり)
(新設)	<u>11. 魚肉練り製品、食品、冷凍食品、菓子の製造、加工、販売および製造請負</u>

現行定款	変更案
<p data-bbox="220 271 568 304"><u>11.</u> ～ <u>17.</u> (記載省略)</p> <p data-bbox="236 365 316 398">(新設)</p> <p data-bbox="220 506 568 539"><u>18.</u> ～ <u>38.</u> (記載省略)</p> <p data-bbox="236 647 596 680">(社外取締役の責任限定契約)</p> <p data-bbox="220 696 775 1106">第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p data-bbox="236 1263 596 1296">(社外監査役 of 責任限定契約)</p> <p data-bbox="220 1312 775 1722">第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p data-bbox="802 271 1182 304"><u>12.</u> ～ <u>18.</u> (現行どおり)</p> <p data-bbox="802 365 1358 443"><u>19.</u> <u>学校、自治体、協会、企業に対する集客および認知度向上施策の企画・実施</u></p> <p data-bbox="802 506 1182 539"><u>20.</u> ～ <u>40.</u> (現行どおり)</p> <p data-bbox="818 647 1123 680">(取締役の責任限定契約)</p> <p data-bbox="802 696 1358 1155">第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p data-bbox="818 1263 1123 1296">(監査役 of 責任限定契約)</p> <p data-bbox="802 1312 1358 1722">第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

以上